

川崎医療短期大学紀要投稿規程

(投 稿 資 格)

第1条 投稿資格は、川崎医療短期大学の専任教員に限るものとする。ただし、本学の専任教員を筆頭者とする共同研究はこれを含む。

(掲載される論文等)

第2条 掲載される論文等は、オリジナルな研究の論文・事例報告・調査研究報告・評論等とし、いずれも未発表なものに限るものとする。

(原 稿)

第3条 原稿は、次の各号によるものとする。

- (1) 原稿は、和文または欧文とし、記述は、横書きまたは縦書きのいずれでもよいものとする。
- (2) 原稿には、和文及び欧文の題目・著者名を記するものとする。
- (3) 原稿は、和文の場合400字詰原稿用紙30枚程度、欧文の場合ダブルスペース20枚程度とする。
- (4) 図・表・写真の大きさは、台紙を含めて40×30cm以内の大きさとし、その合計枚数は6枚以内を原則とする。これを超えた場合は、超えた枚数について実費を徴収することがある。
- (5) 図・表の原図は、墨または黒インクで清書するものとする。
- (6) 図・表・写真は、別紙によるものとし、原稿用紙に貼付してはならない。
- (7) 写真が色刷りの場合は、印刷実費を徴収するものとする。
- (8) 引用・参考文献は、原稿の最後に一括して記述し、本文中に引用番号を付するものとする。ただし、雑誌の場合は、著者氏名・論文題目・雑誌名・巻号・ページ（最初と最後のページを一でつないで書く）を西暦年号順に記載し、単行本の場合は、著者氏名・書名・発行所名・発行地・年次・ページを記載するものとする。

(原稿の提出先)

第4条 原稿の提出は、各科選出の委員を通じて、編集委員長に提出するものとする。

(校 正)

第5条 校正は、著者の責任において行うものとする。この場合、訂正は誤植に限るものとする。

2. 校正時、原文と著しく異なる訂正をした場合は、実費を徴収するものとする。

(別 刷)

第6条 掲載論文等の別刷は、30部までは無料とする。30部を超える場合は、超えた部数は個人の負担とする。

附 則

この規程は、昭和56年11月20日から施行する。

川崎医療短期大学紀要編集委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、川崎医療短期大学紀要を適正に編集するため、必要事項を定めることを目的とする。

(紀要編集委員会)

第2条 前条の目的を達するため、川崎医療短期大学紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という）を置く。

(紀要編集委員会の構成)

第3条 紀要編集委員会は、各科及び一般教養部門から、それぞれ1名選出された委員をもって構成する。

2. 紀要編集委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選によるものとする。

(委員長・副委員長の任務)

第4条 委員長は、紀要編集委員会を主宰し、会議の議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2か年とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 委員が退任した場合、新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(紀要編集委員会の任務)

第6条 紀要編集委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 紀要原稿の募集及び採択に関する事。

原稿の採択は全員一致を原則とする。

(2) 紀要の編集及び体裁の決定に関する事。

(3) 紀要投稿規程の制定及び改廃に関する事。

(4) その他紀要発行に関する事。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和56年11月20日から施行する。